年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会) 令和4年4月20日答申分

〇答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの

1件

厚生年金保険関係

1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの

2件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100572号 厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200007号

第1 結論

請求者のA社における平成 27 年 12 月 18 日、平成 28 年 12 月 16 日、平成 29 年 12 月 15 日、平成 30 年 12 月 21 日及び令和元年 9 月 30 日の標準賞与額を訂正することが必要である。訂正後の標準賞与額は、平成 27 年 12 月 18 日は 36 万円、平成 28 年 12 月 16 日は 43 万円、平成 29 年 12 月 15 日及び平成 30 年 12 月 21 日は 64 万円、令和元年 9 月 30 日は 60 万円とする。

平成27年12月18日、平成28年12月16日、平成29年12月15日、平成30年12月21日及び令和元年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月 18 日、平成 28 年 12 月 16 日、平成 29 年 12 月 15 日、平成 30 年 12 月 21 日及び令和元年 9 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年12月18日

- ② 平成28年12月16日
- ③ 平成 29 年 12 月 15 日
- ④ 平成30年12月21日
- ⑤ 令和元年9月30日

A社における請求期間①から⑤までの賞与について、当初、年金事務所に届出が行われていなかった。そのため、令和3年11月12日に届出を行ったが、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。各賞与からは厚生年金保険料を控除されていたので、各請求期間の標準賞与額を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A社から提出された各請求期間の賞与に係る勤怠支給控除 一覧表により、請求者は、請求期間①は36万円、請求期間②は43万円、請求期間③及び④は 64万円、請求期間⑤は60万円の賞与を支給され、各賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生 年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成27年12月18日、平成28年12月16日、平成29年12月15日、平成30年12 月21日及び令和元年9月30日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与 支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年11月12日に年 金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年 金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事 業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2100564 号 厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2200005 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月18日

請求期間においてA社に勤務し、賞与の支給を受けていたにもかかわらず、請求期間に係る 賞与の記録が確認できない。賞与明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「平成27年特別賞与明細書」及び「平成27年分給与所得の源泉徴収票」並びにA社から提出された「27年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、請求者が請求期間に当該事業所から3万5,000円の特別賞与を支給されたことが確認できる。

しかしながら、上記賞与明細書及び賃金台帳からは、厚生年金保険料が控除されておらず、 事業主は請求期間に係る特別賞与について、この年に限り従業員全員に恩恵的に支払ったもの である旨回答している。

また、同僚においても請求期間における特別賞与から厚生年金保険料は控除されておらず、当時、当該賞与について事業所からは、大入り袋等の恩恵的なものという説明だった旨回答している。

さらに、日本年金機構は、上記賞与明細書及び事業主の回答から判断し、請求期間に係る特別賞与について、標準賞与額の対象となる賞与には該当しない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2100565 号 厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2200006 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(後にB社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和48年11月5日から昭和50年9月20日まで

② 平成9年8月1日から平成11年1月14日まで

請求期間①はA社に勤務しており、厚生年金保険の標準報酬月額が13万4,000円又は14万2,000円と記録されているが、毎月支給されていた給与額(約70万円から約90万円)と相違しているので、当時の標準報酬月額の上限額(20万円)に訂正してほしい。

また、請求期間②はC社に勤務しており、平成9年8月1日に標準報酬月額が34万円から15万円に下がっているが、15万円より高額の給与を支給されていたので、標準報酬月額を34万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の訂正請求については、i) A社は既に解散し、同社の元事業主は、当時の経理担当者は亡くなり、当時の賃金台帳等の資料もないとしていることから、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないこと、ii) 同僚から請求者の保険料控除について陳述を得ることができないことなどから、既に平成27年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、前回の訂正請求が不訂正と決定されたため、再度訂正請求を行った旨陳述している。

しかしながら、請求者は、今回の訂正請求について、新たな事情及び資料はない旨陳述している上、オンライン記録によると、A社の元事業主は既に亡くなっていることから、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について再度照会することができない。

また、今回請求者が名前を挙げた同僚のうち照会可能な5名に照会し、3名から回答を得ら

れたが、自身の標準報酬月額が給与の総支給額と大きく異なっていると回答した者はいない上、 給与明細書等の資料も得られなかったことから、当時の厚生年金保険料控除の状況について確 認することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、C社に勤務し、平成9年8月1日に標準報酬月額が34万円から15万円に下がっているが、15万円より高額の給与を支給されていたので、標準報酬月額を34万円に訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、C社の後継事業所であるD社は、保存期限経過のため、請求期間②当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はなく、請求者の厚生年金保険に係る届出、給与からの厚生年金保険料の控除等について不明である旨回答している。

また、請求期間②当時、請求者の住所があったE市は、保存期限経過のため当時の課税資料はない旨陳述している上、請求者は請求期間②に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、C社において請求期間②に厚生年金保険に加入していた同僚及び請求者が名前を挙げた同僚合計 10 名に照会し、4名から回答を得られたが、自身の標準報酬月額が給与の総支給額と大きく異なっていると回答した者はいない上、給与明細書等の資料も得られなかったことから、当時の厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間 ②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことを認めることはできない。